

函館市医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市において、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため、函館市医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築のために必要となる次に掲げる事項
 - ア 地域の医療・介護の資源の把握
 - イ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - エ 地域住民への普及啓発
- (2) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築のために必要となる次に掲げる事項
 - ア 医療・介護関係者の研修
 - イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
 - ウ 関係市町との連携
- (3) その他上記に関連する事項

(委員)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。

- (1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者
- (2) 介護サービスおよび介護予防サービスにかかわる関係団体に所属する者
- (3) 函館市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、協議会の委員を指定した日から平成30年3月31日までとする。

(座長)

第5条 協議会に座長1人を置く。

- 2 座長は、函館市職員をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置および協議事項は、座長が会議に諮って定める。
- 3 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。
- 4 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。

(部会長および副部会長)

第8条 部会に部会長および副部会長各1人を置く。

- 2 部会長は、部会に所属する委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(顧問)

第9条 市長は、医療・介護の連携に関し必要な助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が指定する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。